

みやま市



# 結婚新生活支援事業

新婚世帯がみやま市に住む場合、結婚を機に要した費用に対して、

年額最大**60万円**を補助します！

## 申請の要件等

### 【新婚世帯とは】※本事業における要件

- (1) 婚姻の届出日 **令和4年1月1日～令和5年3月31日**
- (2) 夫婦の年齢 婚姻日における夫婦双方の年齢が39歳以下

### 【所得要件】

- ・直近1年間の夫婦の合計所得金額が400万円未満であること。(400万円の所得とは、給与収入に換算すると、560万円～600万円程度です。) ※所得金額は、所得証明書で確認します。
- ・ただし、以下の場合は、その額を合計所得金額から控除した額を、夫婦の合計所得金額とみなすことができます。

- ① 一方が離職している場合の離職者の所得金額
- ② 貸与型奨学金の年間返済金額

### 【補助金の額】

- (1) 婚姻日における夫婦双方の年齢が29歳以下 → **上限60万円**
- (2) (1)に該当しない方で、婚姻日における夫婦双方の年齢が39歳以下 → **上限30万円**

### 【対象となる費用】 ※婚姻を契機として**令和4年1月1日～令和5年3月31日**に支払った費用のみ

- (1) 住宅の購入費用(土地代、ローン手数料の除く)、
  - (2) 住宅のリフォーム工事費用 (倉庫、車庫、外構、家電の設置費、リフォーム工具等の購入費除く)
- ※婚姻前に住宅の購入、リフォームを行った場合、婚姻日から1年以内のものが対象となります。
- (3) 賃貸住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料(住宅手当分は除く)※駐車場代は対象外
  - (4) 引っ越し費用(引っ越し業者等からの領収書がある場合のみ)

※国、市等の他の補助制度と、対象となる費用が重複する場合の併用はできません。

■ただし、以下の住宅は補助対象外。

- ① 市営住宅などの公的賃貸住宅(定住促進住宅を除く)
- ② 夫婦の1親等内の親族が所有する住宅
- ③ 短期賃貸住宅

## 【対象とならない方・世帯】

- ① 生活保護法の住宅扶助などの公的家賃補助等を受けている方
- ② 家賃および市税を滞納している方
- ③ 暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれている世帯
- ④ みやま市新婚・子育て世帯家賃補助を受けている方
- ⑤ 過去に、この補助金を受けたことがある方(他の市町村含む)

## 【申請手続き】

令和5年3月31日までに、下記の書類を提出してください。

- (1) 申請書
- (2) 新婚夫婦の「婚姻届受理証明書」または、「戸籍謄本」

※「婚姻届受理証明書」は婚姻届を提出した市町村、「戸籍謄本」は戸籍の住所がある市町村で発行できます。

- (3) 直近1年間の所得証明書(夫婦2人分)

※所得証明書は、住民税を納付した自治体で発行できます。(現住所の自治体ではありません!)

◇例: 令和3年1月1日～令和3年12月31日の所得証明書

→令和3年1月1日時点で住民登録のあった自治体で発行。

- (4) 賃貸借契約書の写し(賃貸住宅の場合) 又は、売買契約書の写し(住宅購入の場合) 又は、リフォーム工事に関する契約書の写し

- (5) 住宅手当支給証明書(給与所得者全員分) ※勤務先に記入してもらってください。

- (6) 補助対象となる費用(補助金額の計算に使用したもの全て)を支払ったことがわかる書類  
(家賃等の引き落としがあった通帳の写し、または、領収書など)

- (7) 請求書

- (8) アンケート2種(紙、インターネット)

↓対象者のみ↓

- (9) 離職したことがわかる書類
- (10) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類  
※所得証明書と同時期のもの
- (11) 引越費用に係る領収書

### 【アンケート回答のお願い】

補助制度の利用に関する簡単なアンケートにご協力ください。下記のQRコードを、スマートフォン等で読み取って回答してください。※アンケートにご回答いただいた方にみやま市のゆるキャラ「くすっぴー」の缶バッジをプレゼントします。  
(回答後、企画振興課・窓口でお尋ねください。)



《問い合わせ》

みやま市 企画振興課 地方創生係 TEL0944-64-1550 (〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5)